

検察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(改定案)
に関する意見募集の結果について

令和6年3月
最高検察庁

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づき、検察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について、令和5年10月23日（月）から11月21日（火）まで、国民の皆様から広く御意見を募集したところ、14件（個人8件、団体6件）の御意見をいただきました。

その概要を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約するとともに、内容に直接関係のない御意見は省略させていただいております。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

最高検察庁企画調査課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL 03-3592-5611（内線3032）